

国民年金に関する各種証明書等の交付(再交付) 申請の電話による受付を始めました!

年金受給者のかたの各種証明書の交付(再交付)申請については、これまでの郵送または窓口受付に加え、電話でも申請できるようになりました。なお、お問合せ先は「ねんきんダイヤル(0570-07-1165)」または最寄の社会保険事務所の電話番号におかけください。

○対象となる各種証明書など

- ① 準確定申告用源泉徴収票
- ② 裁定通知書・支給額変更通知書(注1)
- ③ 給付証明書
- ④ 年別内訳書
- ⑤ 返納金納付書
- ⑥ 改定通知書
- ⑦ 源泉徴収票
- ⑧ 振込通知書

(注1) 発行から概ね3ヶ月以内の通知書が対象となります。

○交付(再交付)対象者の範囲

- ① 電話による受付は、個人情報保護の観点から、ご本人が対象となっております。なお、ご本人が直接申請することが困難なため、配偶者のかたが、申請を行う場合には、配偶者であることを確認の上受付させていただきます。この証明書などは、ご本人宛に郵送いたします。
- ② また、ご本人が亡くなられている場合の証明書などの交付(再交付)申請については、申請者が未支給請求者であることが確認できる場合に限り、受付させていただきます。この場合、証明書などは未支給請求者宛に郵送いたします。なお、未支給請求者以外のかたで相続人のかたは、郵送または窓口で申請してください。

*電話により申請される時のお願い

電話による申請では申請者の確認のために、基礎年金番号、年金コード、氏名、生年月日、住所、支払金融機関名などをお尋ねいたしますので、あらかじめ年金証書などをご用意ください。

国民年金

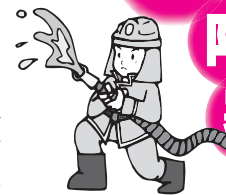
[問合せ先]
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161



消

防

住宅用火災警報器などの 設置義務化その③

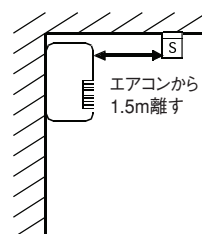
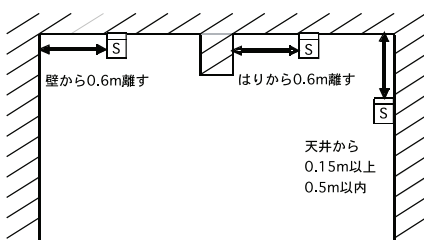


2月号では、住宅用火災警報器を住宅の寝室や階段に取り付けることをお知らせしました。◇では、どの位置に取り付けられるべきでしょうか。

天井に設置する場合は、壁やはりから六十センチメートル以上離してください。

エアコン、換気口などの吹出し口からは、一、五メートル以上離してください。

壁に設置する場合は、天井から十五センチメートル以上五十センチメートル以内に取り付けます。



これからは、悪質な訪問販売に十分注意してください。

「今すぐに設置しなければならぬ」「この地域だけ特別に安くします。」などと言葉巧みに購入を迫られた場合は、その場ですぐに契約しないで、他の業者の見積もりと比較するなどして、十分検討してください。特に遠方から来た業者には注意してください。

住宅用火災警報器は、今後、ホームセンターなどで容易に購入できる予定であり、消防署では、販売しません。設置義務化は?

新築住宅は、平成十八年六月一日から
既存住宅は、平成二十三年六月一日からです。

【問合せ先】

消防本部予防課
☎388-1198

羽島郡広域連合
☎388-1195